

教育委員会 平成28年1月定例会の概要

- 日時 平成28年1月20日（水）
9時30分開会 10時01分閉会
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席委員 下平委員長、齋藤委員、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 行事予定（平成28年1月20日～平成28年2月29日）

日程2 議案第29号 国指定史跡永福寺跡条例の制定について

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより1月定例会を開会する。
本日の会議録署名委員を朝比奈委員にお願いする。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。
では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

下平委員長

1月11日、成人式に委員皆で参加した。非常に落ちついた式が滞りなく進み、実行委員の皆さんが自ら色々工夫をして進めてくださっていて、ほほ笑ましいと思うのと同時に、心から成人を迎えられたことをお喜びし、そしてまた彼らの未来が幸多きものであるように、そして生き生きとみずからの人生を切り開いてくださるようにと心から願った日であった。

そして翌1月12日に市町村教育委員の研究協議会が霞ヶ関の文科省で開かれ、齋藤委員と下平で参加してきた。日本全国の様々な市町村の教育委員の皆様方と、教育に関して色々意見交換をすることができ、非常に勉強になり、刺激も受けた。

特に、私はいじめを研究する分科会に入って、市町村の様々な取り組みを伺うことが

できたが、まず一つには、皆さんもご承知のように、いじめの調査を比較してみると、日本全国の市町村で、いじめがあったということに対する認識の数値が大きく違う。大きいところだけにいじめが発生しているということは考えにくいわけで、そうすると、いじめというものを敏感に認識する地域と、あるいは、これはいじめじゃないということで見逃してしまうケースがあるのではないかという話し合いがあったり、市町村の取り組みによって、その辺の自覚とか、事案が生じたときの対応方法等も、各市町村で非常に素早い対応をしているところもあって、参考になったと思う。そこで勉強した資料等を皆さんも共有していただいていると思うし、これからも考え続けていきたいと思っている。

1月14日に、教育委員会の皆様方のマナー・コミュニケーション研修を担当させていただいた。お忙しい中参加してくださったが、参加できない方も当然いたと思う。またお役に立てる機会があればコミュニケーション、そして今求められるマナー等について一緒に考えることができたらなと願っているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

今週、雪が降り、これは子どもたちの登下校が大変だなという思いでいたところ、子どもたちが学校に来る時間帯は雨になったので、特に大きな混乱もなく、学校も開始時間を遅らせることなく済んだ。これからまだ雪が降ることもあるので、登下校の見守り等をしていただいている地域の方にもお願ひしながら、安全対策はきちんととっていききたいと思う。また、登校が難しいという状況があれば、校長会と連絡を取り合って、登下校を少し遅らせるといった措置も取っていききたいと思う。

ここに来て寒さが一段と厳しくなってきたので、空気が乾燥し、インフルエンザも少しずつ流行し始めている。学務課担当課長から学校のインフルエンザの状況等があったらご報告をお願ひしたいと思う。

学務課担当課長

インフルエンザが発生してきたので、概要と今までの経過についてご説明させていただければと思う。

今シーズン初めて、鎌倉保健所管内で、玉縄小学校2年1組で9名インフルエンザが出て学級閉鎖になった。管内初ということで、保健所が来年度の新しいワクチンの検討のために、3名の児童のところに行って検体を取りたいというお話をしている。

鎌倉市におけるインフルエンザの状況だが、平成26年度は12月8日に玉縄中学校で初めてあって、そのシーズンで36クラスが学級閉鎖。平成25年度が流行した年で、1月17日に稲村ヶ崎小学校で初めて発生して、そのシーズンについては134学級が閉鎖ということで、鎌倉の場合は1年おきに流行が出ている。

今年は遅いのだけれども、1月、2月、3月と一気に流行する懸念があるので、学校サイドには手洗い、うがい、マスクの着用を我々からも提案しながら、できるだけ流行しないよう対応を図っていききたいと考えている。

下平委員長

これから雪、インフルエンザと、とても心配なところである。

この前、雪が降った日は、うちの前を子どもたちが元気に登校していったので、学校は休校にならず、遅れることもなく始まるのだなと思いながら見守っていたが、たとえ雪がたくさん積もらなくても、滑ったりする場所が道にはある。たとえば、マンホールの上は不用意に足をつくると滑ったりするので、学校も気をつけてくださっていると思うが、そういうことも併せて子どもたちには注意を呼びかけていただきたい。

インフルエンザも玉縄小学校では既に学級閉鎖が始まり、これから急激に増える可能性もあるので、お互いに気をつけていきたいと思う。

(3) 部長報告

教育部長

平成28年のスタートなので、年頭の市の主な行事について簡単にご報告をさせていただきます。

1月4日、仕事始め式ということで市長から管理職職員を集めて、ご挨拶をいただきました。

1月5日、鎌倉プリンスホテルで新春の集いが開催された。市と商工会議所、観光協会、三者合同の主催ということで、教育委員にもご出席をいただいたところである。

翌1月6日、山崎浄化センターにおいて、消防出初式が行われた。これは消防職員、あるいは地域の自主防災組織、警察、企業の皆さん、多くの市民の方にも参加をいただき、開催したところである。

1月8日、学校の始業式が行われた。

1月11日、成人の集いが鎌倉芸術館で行われた。こちらも教育委員の皆様にご出席をいただいたところである。対象者1,355人、当日の出席998人ということで、73.6%の出席率ということで聞いている。

年頭の主な行事は以上である。

(4) 課長等報告

ア 行事予定（平成28年1月20日～平成28年2月29日）

下平委員長

次に、課長等報告に移る。

報告事項のア「行事予定について」、記載の行事予定について特に伝えたい行事があればお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案集の1ページ、ちょうど真ん中ぐらい、イベント ギターアンサンブル「トゥイ

ンクル」コンサートと記載がある。2月6日、14時から16時まで、生涯学習センターホールで、トゥインクルというプロの楽団の演奏会があるのだが、学習センターでギターの講座を受講された市民の方の発表の場として、バックバンドとして一緒に舞台に立つということで、生涯学習で学んだことを生かすという新しい試みのイベントである。

6ページをお開きいただき、上から3段目、平成27年度郷土資料展とある。2月17日から22日まで、鎌倉生涯学習センターにて開催する。昭和32年から59年にかけて、全日本写真連盟所属の鈴木正一郎等が、鎌倉の町並み等を撮影した写真350点を展示する。当時撮影したものと同一視点で撮影した現在の写真とを並べた展示も行う。2月21日の日曜日には、栄光学園と鎌倉女学院の生徒を交えて、会場内にてトークセッションも行う予定である。トークセッションには、朝比奈委員にもご出席をいただく予定である。

文化財部次長

文化財部及び歴史まちづくり推進担当の行事についてご説明させていただく。

行事予定表の6ページだが、1点訂正があり、5つ目にある史跡永福寺跡整備委員会、1月下旬から2月初旬というふうに記載させていただいているが、予定が変わり、3月上旬を予定しているところである。

下から5つ目にある特別展「ひな人形」、2月20日から3月27日まで鎌倉国宝館で行われる。これは、毎年この時期に合わせて行われているが、今回、2月28日に国宝館で「ひな祭りオリジナル紙びなを作ろう」という催し物を開催させていただく。

このイベントは、ひな人形の歴史について、学芸員がわかりやすく説明をさせていただいた後、親子で折り紙を使って紙びなを作っていただくというものである。完成したオリジナル紙びなは、鎌倉国宝館の展示場で特別展期間中に展示をさせていただく。自分が作った紙びなが、本物の文化財とともに展示されることは本人の自信にもつながり、早春のひととき、鎌倉国宝館で親子の思い出作りのお手伝いをさせていただければと考えている。

続いて、特別展「ひな人形」のその下であるが、「鎌倉地震」の記憶」というものを実施する。今年度第3回目の出張講座として、2月28日に腰越学習センターで開催させていただく。当館では、昨年10月から12月にかけて特別展「鎌倉震災史」を開催させていただき、たくさんのお客様にご来館をいただいたところである。今回の出張講座では、展覧会の内容の概要や、開催後に得た新しい情報等をご紹介する予定である。本講座で、この3月に発生後丸5年を迎える東日本大震災について、改めて思いを寄せていただき、併せて防災の意識を一層高めていただければと考えている。

続いて、お手元にベージュ色のチラシをお配りさせていただいたが、鎌倉の世界文化遺産への再推薦登録に向け、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会で、「歴史的遺産と共生するこれからのまちづくり」をテーマに講演会を2月11日に開催する。

鎌倉がこれから取り組むべきことについて、文化財保存修理会社長で、観光や文化財の活用について多くの著作があり、最近では『新・観光立国論』という著書を出されたデービッド・アトキンソン氏にご講演をいただく予定である。

また、社寺関係者とのパネルディスカッション、パネラーの方は小冊子にあるとおり

であるが、ご参加いただき、これからのまちづくりに必要なことを明らかにしていきたいと考えている。併せて、県立鎌倉高校の生徒によるかまくら学の研究発表も行う予定である。

最後に、まだ正式なパンフレットができていないので、今日お持ちすることができなかったが、「鎌倉の文化財、その価値と魅力～比較研究から見えたもの～(中間報告)」、第2回の「禅宗様建築の成立と発展」ということで、2月21日、円覚寺において報告会を開催させていただく。神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市、この4県市審議会の催し物であるが、武家の古都・鎌倉の、イコモスによる不記載勧告による推薦取り下げ後、鎌倉の価値を再度掘り下げ、確認するため、平成26年度から比較研究を中心とした基礎的な調査研究を実施している。その成果を、連続講座という形で中間報告させていただく。第2回目は円覚寺境内で禅宗様建築等を解説させていただき、その後、大書院にてスライドを使いながら国内外類似資産との比較研究の成果を報告させていただく。この内容については、教育委員会の皆様方には別途改めてご報告させていただく予定である。

質問・意見

山田委員

4ページの「危機管理対応能力育成研修会」というのは、教員の方を対象としたものという理解でよろしいか。

教育センター所長

教職員対象という形になっている。

山田委員

子どもたちの依存に対しての指導ということか。

教育センター所長

ネット関係の依存の問題があるが、まずは教職員がしっかりそれを理解して、各学校で子どもたちに対して啓発活動、それから保護者等にも情報提供するという第一段階として教職員が学ぶものである。本年度は2回目で、1回目は夏休みにやっている。

学校によっては講師の方を招聘してやっているところも増えつつある。その機会を作っているというところである。

山田委員

保護者の立場から見ると、親が子どもに言ってもなかなか言うことを聞かないので、こういう専門家の方が直接子どもに伝える機会があるのは良いと思った。学校によってはそれをされているということか。

教育センター所長

学校によっては、そういうプログラムを組み始めている。

山田委員

もう一つおもしろいと思ったのが、プロ野球選手の方がいらっしゃる講座がある。これは一般の大人に対しての講座ということか。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

行事予定表3ページの下から3段目「青少年セミナー」のご質問かと思う。

横浜大洋ホエールズで活躍されていた遠藤投手をお招きして、学習センターでお話を伺う。対象は、特に年齢制限は設けていないが、青少年セミナーなので、若い方に参加をしていただいて講座を実施していきたいと思っている。

山田委員

こうした元プロというか、第一線で活躍した方に直接子どもたちが触れられるというのはとても刺激があることだと思うので、野球に限らず、あるいは現役で活躍している起業家の方であるとか、色々な人に触れる機会を学校でも作っていただけると良いのではないか。自分の子どもがそういう機会を得たときの反応を見て思うので、よろしくお願ひしたい。

下平委員長

1月、2月を通して様々な行事を色々な視点から企画してくださっている。どれも皆さんの笑顔に、そしてエネルギー充電につながるような充実した講座になるように願っている。多くの方に参加していただけるように広報等も必要かと思う。

ネット依存に関しては、本当に急速に対応をしていかないと、のんびり年に何回とやっていたら間に合わなくなってしまう気がする。心理学の世界でも非常に問題になっていて、要は、依存症というのは全部共通するところがあって、ネット依存だけでなく、アルコール依存に関しても、それから買い物依存に関しても同じで、心のすき間というか、さみしさを埋める材料として何かに依存するというのが起こると、あとは24時間という時間を、私たちは何とかして潰さなければいけないわけで、心地良い潰し方というものが手に入っていないと、そういったものが時間を潰す格好の材料になるわけである。ゲームに向かっていたら1時間でも2時間でもあつという間に時間は潰れるので、今、携帯等でも簡単にゲームとかができるし、人とのコミュニケーションもそれでやっていたら延々といつまでも続くわけである。ところが最終的には、やった結果が体にも心にもあまり良い爽快感というか、1時間スポーツした後の爽快感とは違う何かが残ってしまうという非常に怖い現象が起こるので、くれぐれも家庭の中、そして学校の中でさみしくならないように、人と触れ合える時間をちゃんと持つこと、それと24時間をどう潰すかで人生の価値が変わってしまうので、1時間も2時間も閉鎖的なもので時間を潰すのではなく、自分の心身の健康、それから人間関係が豊かになる方向に時間を潰せるような教育というか、支援というか、そういうことがとても今の時代は重要なのではないかと思っている。

そういう話が聞けるのだと思うが、先ほど山田委員も怖いのだよとおっしゃっていた

とおり、そういうことで潰さないで、子どもたちにはもっとうい潰し方、人生設計につながるような、キャリアデザインにつながるような機会があっても良いのかなと思う。そういう意味でも、さっきおっしゃっていた、色々な業界で活躍して結果を出している人たちの話とか、そういうものに触れる機会も重要なことなのではないかなと感じる。

(報告事項アは了承された)

2 議案第29号 国指定史跡永福寺跡条例の制定について

下平委員長

次に日程の2 議案第29号「国指定史跡永福寺跡条例の制定について」を議題とする。

文化財課担当課長

議案集7ページから11ページ、議案第29号「国指定史跡永福寺跡条例の制定について」説明する。

国指定史跡永福寺跡については、平成9年度に整備基本計画を策定し、復元整備事業に取り組んでおり、平成28年4月から一般公開を予定している。そこで一般公開に当たり永福寺跡の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議案集11ページの史跡範囲図、実線で囲んである部分が永福寺跡の史跡の指定区域内で、点線で囲ってある部分、公開範囲と示しているが、ここが今回、整備を終了したので、一般公開をしようと考えているところである。この点線の範囲、公開範囲の上の山道部分については既に整備が終わり、遊歩道、あるいはハイキングコースとして既に公開されている。

条例の内容について、第1条は、永福寺跡の設置の趣旨と設置に関して。第2条は、永福寺跡の名称と位置について。第3条は、休場日について。第4条は、禁止する行為について。第5条は、制限する行為と行為の許可に関する事項について。第6条は、占用に関する事項について。第7条から第9条までは、使用または占用する者に対しての使用料または占用料に関する事項について。第10条は、許可を受けた行為について、権利の譲渡の禁止等に関する事項について。第11条は、本条例の違反者に対する過料に関する事項について。第12条は、損害賠償について。第13条は、この条例の施行に関し必要な事項を別に定める旨を規定している。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とする予定である。

質問・意見

安良岡教育長

第3条の休場することができるというのは、どんなことがあった場合には休場すると予想しているのか。

文化財課担当課長

教育長のご質問の前に、点線の部分を今回公開すると申し上げたが、点線の範囲の左のほうの一部、公営的に整備している植生保存地区というところについては既に公開しているので、点線の部分が全て4月1日からということではないので、訂正させていただく。

続いてご質問の回答で、休場というのは、永福寺跡整備については今後メンテナンス等が必要となる可能性もあるので、そういった場合、ご来場者の危険を回避するために休場する場合もあると考えているところである。

下平委員長

既に公開している部分もあるということは、既にある条例に変わる部分があるということか、それとも4月に当たって、全く初めて条例としてできるのか。

文化財課担当課長

これまで一般公開している部分はあったが、施設の一部だったということもあり、今回、メインの参道、基壇、あるいは鑑水、池といった史跡永福寺跡の整備の重要な部分が終わり、そこを一般公開するというので、条例を整備させていただいた。

また、今年度の工事で全て終わるわけではなく、来年度も若干工事が残るのだが、広く一般に公開するというので条例を制定するということである。

朝比奈委員

公開の休場、臨時の休場のケースは、例えば大雪があつたら、もしかしたら休場ということも考えられるのではないかと思う。そういうときはホームページ上でリアルタイムに知らせてくれないと、雪が降ったから景色が良いだろうとわざわざ来たら開いていないということがあると思うので、その辺の工夫もあると良いなと思うが、いかがか。

文化財課担当課長

来年度の工事が終わってからは管理業務を委託して、常時2名の管理に当たる人材を配置する予定である。そういった中で、2名を配置することによって安全が確保できるようであれば、雪が降っても公開はしていきたいと思うが、雪の量にもよるので、危険な場合にはホームページ等で周知して閉鎖する。同時に、管理する業者に、閉鎖しているということをご説明いただくよう対応したいと思っている。

下平委員長

第4条に、次に掲げる行為をしてはならないと挙げられているが、管理の方等がきちんと見てくださるということだと思う。

どうしても条例というと、こういうことをしてはいけないということがメインになるのはわかるが、実際に見学に来た人には、こういうことを積極的にやってくださいとか、ぜひこれを見てくださいとか、どちらかというプラスのアプローチを考えても良いの

ではないかと思う。例えば、ここは撮影禁止と書いていないが、写真は撮影して良いのか。

文化財課担当課長

一般のご来場の方は自由に写真をお撮りいただければと考えている。例えば映画撮影とか、お金を取ってやるイベントの撮影については許可を取っていただくことになると思う。

下平委員長

ここが良い写真撮影スポットだとか、そのうちにパワースポットみたいな話が出てくると一気に来場の方も増えるのではないかと思う。そういう積極的な、ぜひ良いものだから楽しんでいってくださいというような働きかけもあっても良いのではないかと感じる。

(採決の結果、議案第 29 号は、全会一致で原案どおり可決された)

下平委員長

この後、私どもは総合教育会議に出席するが、1年かけて話し合ってきた大綱が完成するのではないかという思いでいる。完成したあかつきには、実行に当たって教育委員会の皆様に色々ご支援いただいたり、ご協力いただいたりすることも多々あると思うので、引き続きよろしく願いしたい。

以上で本日の日程は全て終了した。